

## 熱海市住宅・店舗リフォーム振興助成事業 申請の流れ

※商工会議所には、ご本人（申請者）又は代理人（施工業者も可）が来所してください。制度の説明や書類の受け渡しをさせていただきます。

1. 書類の受け取り、説明……「商工会議所」へお越しください。



2. 申請書提出……必要書類をそろえて「商工会議所」へ

【必要書類：申請者】申請書（様式第1号）、固定資産 評価証明書、納税証明書（市税の滞納なし証明書）

\*納期が到来している熱海市税に未納がないことの証明書

【必要書類：施工業者】工事着工前証明書（様式第2号）、施工業者の見積書  
納税証明書（市税の滞納なし証明書）

【必要書類：借借人】改装承諾書（店舗の所有者の承諾）

※住宅・店舗を新たに購入された方は不動産登記簿全部事項証明書（対象建物）



3. 書類審査（商工会議所）、「決定通知書」（様式第3号）交付（郵送）

・完了時に必要な書類等を添付



4. 工事着工 → 完成・支払……必要書類をそろえて「商工会議所」へ。

・工事完了報告書（様式第5号）

・変更届（様式第4号、工事金額に変更があった場合に提出）

・工事写真（着工前証明書に添付した写真と同じ場所から撮影した、施工中・完了後の主要部分の写真）

※写真が不備の場合は工事認定を取り消すこともあります

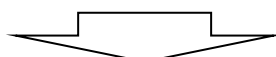
・工事代金の請求書・領収書（貼付用紙）

◇写真が不鮮明であったり、その他不備があった場合は、商工会議所職員による工事箇所の確認を行うことがあります。



5. 書類審査（商工会議所）～ 助成確定通知書（様式第6号）交付（郵送）

・助成金請求書添付（様式第7号）



6. 「助成金請求書」（様式第7号）提出（申請者 → 商工会議所）

助成金振込み（商工会議所 → 申請者預金口座）